

解説

普遍性の原則と選別性の原則

universalism vs. selectivity

谷 昌恒 社会保障研究所

1. 問題の所在

社会保障制度が旧来の福祉政策ないしは救済施策から全面的に質的な転換をとげたといわれているのは、それが国家の責任または国家の義務として行なわれるものであること、国民の側ではそれを権利として主張しうるものであることにあった。恣意的なもの、慈恵

的なものは本質的に排除されねばならないものであった。

したがって universalism とよばれるもの、(普遍性もしくは包括性の原則)、すなわち全国民に無差別平等に適用されるものでなければならぬという原則は、社会保障制度の前提そのものだと考えることができる。しかし、世界にさきがけてはじめて社会保障という用語



を用いたアメリカの1935年法や、ベヴァリッジ報告を起点として第二次大戦後飛躍的に前進したイギリスの福祉国家体制は、すでに一世代に近い年月を経過したことになる。それでいて、今日のアメリカの問題が貧困の問題であり、イギリスのそれがチャイルドポバティ（有子家族の貧困）であるということはどういうことであるのか。社会保障制度の機能が十分に働いていないのか。もともと社会保障制度というものが無力なものであったのか。

ここに對の概念として提起されているものは、selectivity の原則である。それは選別性ないしは選択性の原則と訳すことができるであろう。それはニードの存在を証明することによって、はじめて給付またはサービスを与えるということである。そこでは当然何らかのミーンズテストを必要とするであろう。とすれば、それは昔日の救済と実質的にいかなる違いがあるのか。社会保障制度の今後の課題がこの選別性の再評価にあるということであれば、社会保障は再びある種の後退を余儀なくされるのであろうか。

普遍性の原則は歴史的に見て、受益者がい

ささかもその品位や自尊心を損ねることなく、給付やサービスをうけうることという主張であった。それは正しく社会権の主張であった。ミーンズテストには敗者の意識、貧窮者もしくは屈辱の烙印がつきまとう。このミーンズテストを前提とする選別的なサービスを考えよというのは一体いかなることであるのか。本稿の主題はここにある。

2. ガルブレイスの貧困観

ガルブレイスはその著「ゆたかな社会」の1章を「貧困の新しい地位」にあてて、下記のような言葉でその章を結んでいる。

かつて宰相ピットは「貧困は決して恥辱ではない。しかし何とも厄介な問題だ」と叫んだ。しかし現代のアメリカでは貧困は厄介な問題としてではなく、恥辱としてうけとめる必要がある。

たしかに、前途に祖国の興隆を望んでいた往時のイギリスにあっては、貧困の問題は解決を迫られている難題の一つではあっても、決して恥辱とよぶべきほどのことではなかつたであろう。しかし現代のアメリカでは根本

的に事情が違う。ことにゆたかな社会の現出を前提とするガルブレイスにとっては、貧困は恥辱としてしかいいようのない問題であるに違いない。1964年の経済機会法 Economic Opportunity Act によってはなばなしく開始された貧乏追放の戦争も、必ずしも所期の意図通りには運んでいない。その失敗の原因は何か。そもそも現代における貧困とは何者であるのか。

前世紀末から今世紀初めにかけて、米英両国ではブース、ラウントリー、ハンターなどをはじめとした、多くの研究者による貧乏研究はきわめて盛んであった。しかしこうした半世紀前の一般的な問題としての貧困は、生産の増大によって大方は解消した。やがて生産力の拡大がすべての貧困をとりのぞくであろうという期待が生まれた。しかしその期待はいまだに満たされてはいない。むしろ事実によって無残にも裏切られている。

少数の金持と多数の貧民がいた時代は、不平等の問題が大きな社会問題としてとり上げられていた。やがて多数の者がゆたかになるにつれて、さらにそれ以上にゆたかな少数者

の存在は、不平等の問題としての切実さを失なっていった。ましてやそれ以下の、少数の貧困者たちの問題はいつしか見失なわれてしまっていた。

貧困者が多数であった時代にはこれを代弁する政治的立場がありえた。たとえ少数の富裕者や権力者を敵とすることはあっても、こうした政治家は多数の者を味方とすることができた。こうした政治家の後裔は今日では近代的に組織された労働大衆の側に立っている。彼らはいまでも貧困者の代弁者であることを任じている。しかし労働大衆は今日では必ずしも貧困者ではない。所得はかなり上昇して、少くとも生活意識の上では富裕層のそれに近似した。貧困者を代弁していると自ら信じている選良と、その選出の母体である労働大衆との意識のずれは覆い難いものとなり、これら代弁者の役割は次第に滑稽なものとなった。しかもそれ以上に不幸なことは、さらに本当に貧困な少数者を代弁するものが全く存在しなくなってしまったことである。これが今日の貧困層がおかれている無援の地位である。

貧困を除去するための施策の一連の副産物は、消費需要の造出であり生産の増加であった。いうところの福祉政策の経済効果はかなり論じ尽された主題であり、現代国家の政治、経済、社会の機構の中に、福祉志向的諸政策——社会保障制度が組み入れられたゆえんでもある。しかし、そうした社会保障制度の機能が働いている範囲の、さらにその外側に現代の貧困がおかれているのである。それが無視され勝ちであり、見失われ勝ちであるのは、くさいものにはふたをしたがるアメリカの悪い傾向である。カルブレイスはそのようにいうのである。

現代の貧困を大きく二つに分けて、個人的貧困 *case poverty* と、島の貧困 *insular poverty* とすることができる。個人的貧困は当該個人のなんらかの性質に原因している。精神薄弱、身体障害、不健康、アルコール等等。島の貧困は群(むれ)としてあらわれる貧困である。ア巴拉チアの台地とその谷、南部海岸沿いの平原。オザーク台地等等。われわれはいくつかの地域を島の貧困として挙げができるであろう。しかしその原因の究明はき

わめて難しい。ただ明らかなことは、およそ一般的に何がしかの施策が、全体の経済機構の中に組み入れられているだけでは解決されなかつた問題であり、今後も解決しそうにないことである。

かといって、現実の施策の総体が無力であると説くのは当たらない。現にそれは有効であったし、今後も有効であるに違いない。ただ、今一つ別の原則に立脚する施策が必要とされるようになってきたのである。普遍的な施策 *universal social services* の外に、選別的な施策 *selective social services* が求められているのである。

ガルブレイスはこうした貧困観に基づいて問題の所在を指摘した。勿論、その具体的な施策についての論議は彼の主題を越えている。しかし、教育計画、地域開発計画の再検討など、高い立場からのかなり適確な示唆を行なっていることは傾聴に値する。

R.ティトマスがアメリカの貧乏追放戦争に触れ、それが有効でなかつた理由を解明している論文の中で、はじめに、人種差別の問題など、社会権の問題というよりはむしろ基本

的人権の問題のからんでいる複雑な断面を指摘している。またそこでとられている施策が技術的なものに走りすぎていること、既存の権力の構造、たとえば連邦、州、地方の行政機関などを無視して、直接に貧困層そのものを把握することができるようと考えていること、したがって現行の社会機構の下部構造としての社会福祉の体系を通じて、住民一般を十分に動員する気がまえに欠けていること、などを鋭く批判している。

半世紀前、多数の貧困者の存在していた時点で選別性の原則をとりあげることは、あるいは社会的欺瞞であったかも知れない。しかし、今日、まったく異なった状況のもとでそれをとり上げることが求められているのではないか。この二者択一の問題が当面焦眉の争点となっているイギリスの歴史をたどって、さらに主題を追ってみたい。

3. ベヴァンとクロスランド

今世紀はじめ、1906年から11年にかけて、蔵相ロイドジョージを擁する自由党内閣は、一連の社会立法を制定して、今日の福祉国家

形成の礎石をきずいた。しかし英帝国の歴史を貫ぬく精神的支柱は、自由な経済活動を前提として、きびしく自己責任を要請する伝統的倫理感であった。したがって救貧法における劣等処理の原則に象徴されるような貧困觀が、こうした時点で払拭されるなどということはありうべからざることであろう。

第二次世界大戦後のイギリスの社会保障制度には飛躍的な前進があった。しかし、これとても大戦下の国を挙げての戦争努力という至上命令、国の興亡をかけた危機感のもとで、超党派的にすすめられた社会政策がその起点であったと見ることができる。

戦争の初期、たとえば1939年の時点でも、空襲をうけた家屋の修復も、疎開地での住居の整備も、すべて国民が自らの手で対処すべきこととされていた。およそ個人の生活にかかわることに関しては、法的な根拠がないとして、その費用の支出を固く財務当局が拒み通したものであった。わずかに貧困者のみを対象とする何がしかの補助が、公的扶助委員会の手によって行なわれているだけであった。

ダンケルクにおける英軍の撤収の直後、ロンドンタイムズは社説を掲げ、祖国の危急に際会して社会正義を訴え、特權の排除、所得と富の配分の公平、国の経済的・社会的生活の抜本的改革を説いた。国民全体の基本的ニードをみたし、社会的不平等をあらためることが、戦時内閣の当面する課題となった。1942年のベヴァリッジ報告にあらわれた、国民的最低限 national minimum の保障という思想が一般にうけいれられたのは、こうした背景をぬきにしては理解することができない。

こうして国民生活に対する国家責任の強調と、平等化の推進という基本的な考え方は、戦後に大きな遺産として残されることになった。そこに何らかの問題があるとすれば、保守党は戦争のゆえに止むを得ざることとしてこうした考え方を受け容れたのであり、労働党はもともと自己本来の主張として積極的にこれを進め、戦争はむしろ単なる口実として用いたということであろう。その両者の姿勢には微妙な相違があった。その相違はその後のこの国の社会政策史上、多くの争点を生んで長く尾をひくことになった。

ともあれ、戦後6カ年に及ぶ労働党の政権下ですすめられた社会保障制度の基本的な考え方について、ベヴァンとクロスランドにくくことにしたい。

A.ベヴァンはその著「恐怖に代えて」の中で、詳細に無料の国営医療について論じている。悪しき意味での商業主義が最も弊害を作り出しているのは医療の方面だと彼は考える。人間の生命を何よりも尊いものとする思想がこの国営の医療制度を導いたのであり、国内に滞在する外国人に対してまで無料の医療サービスを及ぼしているのもそのためであると彼はいう。

新しい大胆な計画が行なわれるときは必ずその失敗を予想する者がいる。無料の医療はその濫用を誘発して自ら崩壊するであろう。少なからざる人がそう考えた。「人間がどういう行動に出るか。それを研究するに必要なことは、まず人間に行動させて見ることだ」とベヴァンは考える。制度の発足後、ベヴァンは耐え難いほどの緊張と不安のうちに日をおく。新しい制度に対するその信念が不足していたわけではない。その正しさが実証さ

れるまでの年月を、国民が果して待っていてくれるであろうかという不安からであった。長い間需要の抑制されていた眼鏡や義歯に対する支出が爆発的に増大したとき、早くも制度の崩壊を告げるものが多かった。数千万に達する人々の間に、医療を利用する態度に一貫した規則性があらわれるまでは、予算の概算すら組むことができないはずであった。それが、と彼は誇らしく書きとめる。制度の開始後、わずか満1年で正確に確実な予算を組むことができるようになった。まさに新しい制度の勝利、公共的手段によって健康を保つという社会主義的方法が、競争主義社会の原理と慣行を克服した。当時、保健大臣として直接の責任を負っていた彼の言葉は躍動している。社会保障における普遍性の原則はここでは無差別平等という形で、きわめて純粹に捉えられている。おそらくこの時点では彼のいい分のとおりであったであろうし、国民の大半もそのとおりにうけとっていたであろう。

さて、戦後のイギリス経済の変貌を、「イギリスは今もなお資本主義社会であるか」と

いう問い合わせで始める、C.クロスランドの「社会主義の将来」は、本稿の課題に関するもきわめて興味のあるものである。クロスランドは社会主義の目標を福祉の増進と平等化への努力にあるとして、同書の大半をさいて詳述している。相続税や財産税による富の配分の平準化、教育や雇用の機会の均等化、経済余剰の管理、資本と経営の分離、企業内の労働者の地位、などについて、戦後革命的な変革があったとクロスランドは大胆に断定する。しかし今ここでクロスランドを紹介するのは、こうした断定にあるのではない。実は「社会主義の将来」という問題の提起にある。この書は「資本主義の将来」と題して、イデオロギーの立場から資本主義の凋落を告げ、社会主義への移行を説くといった通俗的な構えをとっているのではない。上記の断定をうけて、社会主義社会の将来は、個人の自由、幸福、文化的な努力、レジャーの善用、私的な家庭生活を多彩なものとする世俗的歡樂や体裁といったものが真剣にとり上げられるであろうと論じているのである。社会主義社会には多くの制約があり、個人的

生活に対するピューリタンな規制がある。やがて慰安と泰らぎの機会を拡大すべきときが来る。これが社会主義社会の将来の問題であり、そこでは経済個有の問題はおそらくその重要性の大半を失なっていることであろう。

この結論はソヴィエト連邦をはじめ、社会主義諸国の動向と考えあわせると特に興味がある。もちろん、クロスランドのイギリスの現状認識はきわめて甘い。福祉国家論批判の多くは論議を主として所得の再分配に集中して、こうした楽観的な見方には手きびしい非難をあびせている。アベル・スミスやティトマスの業績もこの点に関してはかなり懐疑的である。しかし、その前提には問題が残るとしても、文化的諸価値に対する要求が高まるであろうという指摘は貴重である。さらにいうならば、そうした要求は一世代ではおさえられ、将来の世代にあらわれるといったようなものではないことである。世代間の伝承はそうしたものではない。一つ一つの世代は独立し絶対である。それが自然なヒューマンな要求というのであれば、必ずや一世代のうちにあらわれるものであろう。ロシヤ革命以

後、50年を待たずして大きな変革のあらわれてきていることでもそれは実証される。

戦後のイギリスの歩みを知るものは、クロスランドが将来に予期したものが、実は同時存在的な現在の問題でもあったことを見逃すわけにはいかない。国民はあてがい扶持だけでいつまでも満足できるものではない。このようにして国民的最低限の保障から出発した社会保障は、たちまち多くの試録をうけることになった。大戦下の科学技術の革命的進歩を基盤とした戦後の急速な経済発展と、冷戦という新たな国際緊張とがその主なる要因に数えられるであろう。

今一つは外ならぬクロスランドが指摘するイギリス国民の階級意識である。エベレスト登攀の案内人シェルパが、この異人種を仲間として遇するフランス人やスイス人を愛するが、主従の関係を決して崩そうとしないイギリス人にはついに親しむことが出来なかつたと語ったことがある。クロスランドはこの挿話を引いて、それは単に個人差の問題ではない、深く国民性に根ざした問題である、イギリス人ほど階級意識の強い民族はない、それ

が他人種に対してはこうした蔑視となってあらわれる。大きな社会変革が行なわれ、所得の平準化がすすみつつあるこの国で、まさにそれはイギリスのパラドックスと呼ぶにふさわしいものである、と彼は書いている。

ミーンズテストを前提とする公的扶助の受給を、自尊心のゆえに肯じないものが非常に多いといわれている誇高きジョンブルの行動様式は、実はこの強い階級意識の屈折した表現とみることができる。ベヴァリッジ勧告が均一の拠出によって、受給の権利を確保して、ミーンズテストによらない最低限の保障を全国民に与えようとする意図は、こうした国民性への配慮も根底にあったと考えることができよう。そうした国民保険の網の目にももれるよくよくの少数者は、補完的にミーンズテストを前提とする国家扶助がこれを救済するという建前であった。しかしこうした機構の全体も、クロスランドも嘆くイギリス人気質によって、必ずしも十分には機能しないことになった。

4. ティトマスの主張

1951年、アメリカの要請する再軍備計画のため、「大砲かバターか」のはげしい論議の末、無料の医療制度に、一部患者負担を導入せざるを得なくなったのは、ほかならぬ労働党のアトリー内閣であった。義歯と眼鏡の給付には患者の半額負担、翌年には処方箋料の全額負担も加えられることになった。これは国営医療制度の原則を破るものとして、ベヴァンとウィルソンは閣僚を辞してまで反対した。経済的負担のゆえに、医療需要が抑制されるようなことがあるとすれば、無差別平等の原則にとっては許し難い侵犯であった。貧困者に対して何らかの救済策がとられるにしても、それはすでに普遍性の原則を破る差別的な措置であるといわなければならない。彼らはそう考えた。

ベヴァリッジ勧告が均一拠出、均一給付の原則で出発したのは、均一の給付によって全國民の最低限生活を保障するということにあったことは前述のとおりであるが、ベヴァリッジの計算になかったことは、実はこの最低限の保障ということが容易ならぬ財政負担であるということであった。それは現代福祉

国家の前提におかれるよりは、むしろ窮屈の目標に据えられてもしかるべき困難事であつた。イギリスの国民保険が事実、今まで一度もその目標を達することができなかつたことでもそれは十分に立証されている。まず、制度発足時の給付率がベヴァリッジの勧告を下回るところで押えられていたことが第一、戦後の著しい物価騰貴によって給付の購買力は数次の改訂では補うことのできないほどに低下していったことが第二、均一拠出の原則が給付の大幅な引上げをはばんだことが第三、人口構造の急速な老齢化が受給層の予想外の増大をみ、大きな財政負担を招いたことが第四であった。逆進性が強くわずかな負担増も大きくひびく層がある。こうして医療保障の面について、所得保障の面でも新たな危機にさらされることになった。

もともと均一の拠出は、給付の財源に対して全国民の1人1人が自らの責任を尽くすという考え方方に立っているとともに、今一つ別の視点を前提としていた。それは国が国の責任として行なう保障は国民的最低限の保障ではあり得ても、国民1人1人が自ら求める保

障はそれに尽きるはずのものではない。国民はそれ以上に高い、それ以上に多くの保障を求めて止まないであろう。その要求には国民自らが本人の貯蓄なり、私的な保障制度によつてみたすべきである。こうした国民の自主的な、自由な活動範囲は、資本主義のイギリスにあっては可能な限り広く大きくなければならぬ。社会保障制度はそのような自主的努力を奨励するものでなければならない。この自由主義的信念ともいべきベヴァリッジの考え方方が一方にあった。均一拠出ということはできるだけそうした余裕を残したいということでもあった。

こうした自主的な経済努力への期待は十分に応えられた。戦後のイギリスの経済成長がそのことを可能にした。生産は上昇し、国民一般の生活水準も次第に好転した。あえて、アメリカを引合いに出すまでもなく、技術革新を主軸とした経済復興は、この国にもゆたかな社会の到来を告げる時期が訪れることになった。

国民の最低限の生活を保障する社会保障制度が十分にその所期の目的を果たし得ないで

いるままに、大部分の国民は各自の経済活動の中でより高い保障を獲得しつつあった。企業による私的な退職給付制度も急速に普及されつつあった。経済市場に対して絶大な发言力を發揮するほどに、生命保険会社もその基金を増大させていった。均一の給付が、ほとんどその必要も感じていない人にまで及んでいるといわれたのはのことである。これほどまでに私的な保障のすんだ中で、公的な制度が一率に国民に保障しなければならない最低限とは一体何をさすのであるかがあらためて問われざるを得ないことになった。

一方では社会保障給付の実質的な価値が低下していったことは前述のとおりであった。1956年の数字で国民扶助の受給者の70%は国民保険の受給者でもあることが明らかにされた。保険の受給者でも被保護階層に転落せざるを得ないのであった。さらに62年現在では150万の年金受給者がやむを得ず国民扶助の併給もうけているということであった。しかもその自尊心のゆえに国民扶助の受給申請を肯じない老人が75万はいるであろうとも報じられていた。彼らは甘んじて最低限以下の

生活に耐えているといわれていた。社会保障の給付は真にこれを必要としている人の要求もみたしていないといわれたのはこのことであった。必要ともしていない人々への給付を廃して、ニードの高い人々に対する給付に集中せよ。まことに当然すぎる要求が当然におきてくることになった。社会保障給付は浪費 wasteful であるという声のきかれたのはこうしたことである。

国民が拠出しただけのものを支給されるとするのであれば、単なる所得の水平的再分配にすぎないのではないか。社会保障の目的が所得の再分配にあるということの意味は、所得の垂直的再分配でなければならないということである。ニードのあるところに給付やサービスを集中するミーンズテストはソーシャルサービス social services にとっては不可分のものである。俊敏な保守党の論客で保健大臣でもあった E. パウエルは、僚友 I. マクラウドとともにこう論じている。制度の目的を明確にしその効率を高める上でも、国家資源の適正な使途をはかる上でも、まさにそうあるべきである。2人はこうも論じている。

こうした背景の中でより現実に適応させるという意図をもって、ベヴァリッジの均一拠出均一給付の原則は破られ、61年保守党の手で所得比例拠出、所得比例給付の制度改革が行なわれた。この改正のきっかけとなったのも労働党の57年の「国民退職年金案」であった。保守党は財政対策として所得比例の拠出による収入の増大を期した。ガルブレイスが指摘し、クロスランドが予想したごとき現代の労働大衆の要求の高まりに応えて、労働党は所得比例の給付によって給付水準の引上げを意図した。保障の目的は国民的最低限ではなしに、労働者の生涯の所得水準に対応したものとなった。

66年、労働党内閣は国民保険と国家扶助を統合して、国家扶助に代えて国民保険による補足給付とし、扶助につきまとう屈辱感を排除しようとすることになった。均一原則が一方で拠棄されるとともに、扶助の補足給付への転換は普遍原則の貫徹のようでもある。制度の変遷は複雑であり、その立脚する考え方は多様である。

R. ティトマスは68年 Commitment to Welfare

を著わして、周到な論証を基にした多くの貴重な提言を行なっている。その第3部「社会政策における再分配の問題」はとくに有益である。

国が生命保険会社や企業年金制度に対してすでに行なっている数多くの優遇措置は、いわば高い所得階層に対する財政援助である。その額の多いことを考えても、政府は所得の低い階層への施策を惜しむことがあってはならない。

社会保障給付を一方的に福祉的なものとか、富の増加としてのみ考えるのは当たらない。急速に工業化都市化する現代の社会生活が個々人に与えている害 disservice を補償するものであるにすぎないことがある。こうした給付に対する国または社会の負担は、当然の責務ではあっても、それを重荷と考えるようなことは許されない。もし損害に対する補償であるとすれば、そのニードを立証するミーンズテストは少くとも個人の自尊心を損ねるようなものではあり得ない。またこうした害 disservice は、無差別に社会の構成員にかかるいくものであって、その補償のための

施策が普遍性を前提とすることは当然である。

ことに人的資源の何らかの費消は最も許しがたいものである。その費消を補う意味での福祉的支出を惜しんではならない。社会保障が国民的統合を高める役割を果たすものであるとすれば、その支出を措しむべきでないこともまた同様である。

われわれは今日社会保障の中に予防の概念を導入している。伝染病の予防をはじめ社会防衛的意味を持つものが多い。これらは普遍性の原則によってはじめて可能な施策の領域である。

R.ティトマスは社会保障の当面する課題をこのように多角的に論じながら、普遍性の原則と選別性の原則との問題について、さらに語をついでいる。その要約を以下に記して本稿の結びとしたい。

この二つの原則を二者択一の問題として提出するものは、しばしば問題をあまりにも素朴に、あまりにも簡単に図式化しすぎていることが多い。社会保障が普遍性の原則だけ

はすでに不十分なものであることは、今日までの歴史が明らかに示している。われわれはそれを過去の経験から学びとることができ。一方に偏した、一般化したスローガンは感情的な自己満足であって、科学的思惟の怠慢である。要はイギリスの現状、イギリスの課題をどう理解するかにかかっている。

イデオロギーの立場からいえば、社会主義的社会政策と自由経済との選択の問題であるかも知れない。しかし真の問題は普遍性の原則と選別性の原則との選択の問題ではないようと思われる。選別性の主張にしても行政に関する極端な無知と共に存するときに、その論旨に多くの危惧を禁じ得ない。

真の選択はいかにして普遍的包括的なサービスの下部構造として、選別的個別のサービスを設定するかということ、しかも、個人を対象としたミーンズテストによらずに、集団とか地域とかいった特定なカテゴリーによるニードの立証も可能ではなかろうかという新しい問題が提起されているのである。

かつてわれわれは選別性のサービスの前提としてのミーンズテストは、貧困者としての

烙印を与えること、福祉的な支出はもともと社会全体の負担であって、それを受けることは個人の恥辱であるといった想いを抱かせるためのものと考えていた。しかしこれらとはまったく別に、積極的な意味を持ったミーンズテストというものがありうるのではないか。現代の貧困というものが本稿に前述したような新たな解釈を求めているものであるとすれば、そうした貧困を根本的に解決するための最高度のサービスを確立するため、積極的な意味を担ったミーンズテストがありうるのでないか。

それが言葉のあやでなしに、真実、積極的なものであるためには、それによって与えられるサービスの質の高さと、その創造的な効率性が求められている。

福祉国家の形成はきわめて戦略的なものであり、社会保障の機能も多岐に分れたものである。普遍性か選択性かといった問題もきわめて現実的、政策的な解答を必要とするであろう。

参考文献

1. W.Beveridge, Social Insurance and Allied

- Services, 1942.
2. A.Bevan, In Place of Fear, 山川訳「恐怖に代えて」1953.
 3. J.Galbraith, The Affluent Society, 1958.
 4. C.Crossland, The Future of Socialism, 1956.
 5. R.Titmuss, Income Distribution and Social Change, 1962.
 6. R.Titmuss, Essays on "the Welfare State", 1961.
 7. R.Titmuss, Commitment to Welfare, 1968.
 8. B.Abel-Smith, P.Townsend, The Poor and the Poorest, 1965.
 9. 健保連, 社会保障年鑑, 各巻
 10. 上村, 小島, 諸国の社会保険, 昭和43年
 11. 社会保障研究所, 海外社会保障情報, 各巻

社会保障こぼれ話

ルノー工場の団体協約

——フランス——

ルノー工場では、1955年9月に、労使間の団体交渉によって、新しい協約が締結された。この協約は、各種の労働条件を内容としていたが、そのなかには、社会保障と密接な関連をもつものが含まれていた。

たとえば、フランスの技術革新に応じて、賃金の引上げを保証し、当時すでに採用されていた私的諸給付も引上げるという条件が入っていた。

中でも、1956年1月に実施された補足的な年金制度は社会保障を補足する意味で、きわめて重要な協約であった。ルノー工場のいわゆる私の年金として特筆されるこの年金制度では、労使双方の拠出により、勤続30年以上の労働者に65歳で高齢年金が支給されることになっていた。当時の協約では、かれらは、社会保障の給

付以外に、月額最低15,000フラン以上の年金を支給されることになっていた。また、この年金に対する財源は、労働者が賃金の1%を、また使用者が1.5%をそれぞれ拠出する仕組みとなっていた。

なお、この協約による制度では、65歳で自発的に退職する場合に、勤続15年以上ならば、勤続1年当たり、4,400フランの退職一時金が支給されることになっており、一時金の最高額は、勤続30年に対する132,000フランであった。

この補足的な私的年金制度は、公的年金の不備を補足するために採用されたものであるが、同時に、使用者は労働力の定着を企図しており、また、労働組合は先任権の保護をこのような形でも表現していた。

なお、協約には、時間給の労働者に対する疾病時の補足的な現金給付や、遺族給付、乳幼児を育する女子労働者の有給（賃金50%）なども含まれていた。

（平石長久　社会保研研究所）